

住之江区生涯学習推進員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市生涯学習推進員設置要綱に基づき、住之江区における大阪市生涯学習推進員（以下「生涯学習推進員」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 生涯学習推進員は、地域における生涯学習の振興に関し、大阪市生涯学習推進員設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- (1) 生涯学習ルーム事業への参画
- (2) 住之江区の生涯学習推進事業の支援
- (3) 区民が学習を進めるために必要な相談や情報提供
- (4) 地域の学習ニーズの収集や指導者等の人材発掘
- (5) 住之江区役所と連絡調整
- (6) その他、住之江区の生涯学習の振興のために必要な任務

(連絡会等)

第3条 生涯学習推進員は、生涯学習推進員相互に連携して、第2条に掲げる任務を効果的に遂行するため、連絡会を置くことができる。

(委嘱予定者の推薦)

第4条 区長は、各校下の生涯学習ルーム運営委員長の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿をとりまとめ教育委員会に提出する。

(細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、住之江区長が定める。

(附則) この要綱は平成26年4月1日から施行する。